

市役所に
ご来庁の皆様へ
農業委員会事務局・農林部は、
市役所前川本館3階にあります。

農業ひろさき

2018年5月1日
(平成30年5月1日)

(第147号)

編集と発行
弘前市農業委員会
〒036-8551
弘前市大字上白銀町1-1
☎(0172) 40-7104



弘前りんご花まつり

期間：5月6日(日)～13日(日) 場所：弘前市りんご公園(清水富田字寺沢)

りんごの花が可憐に咲き誇る弘前市りんご公園で、土・日曜日を中心にイベント盛りだくさんのりんご花まつりを開催いたします。ご家族やお友達とぜひ一緒にいでください。【開会式：6日(日)午前10時】

◆週末イベントのご案内

りんご娘ライブ／田中けいと歌謡ショー／忍者ショー／キャラクター撮影握手会／シードルナイト／りんご園で人力車／2m巨大アップルパイ実演販売／りんごの花フォトコンテスト／グルメコーナー／パン＆カフェ／おでかけ動物園ほか

※日により実施するイベントが異なりますので、実施日についてはお問い合わせください。また、各イベントは天候などにより変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。



昨年のイベントの様子

■問い合わせ先 りんご課施設運営係（市役所前川本館3階）☎40-7105

法人化を考えてみませんか？

農業経営や地域農業を維持・発展させ、次世代に継承していくためには、法人化は有効な手段となることから、市農業委員会では、集落営農組織の法人化を推進するための研修会の開催を支援しています。

研修会では、「なぜ法人化なのか」「法人化でどう変わるのか」などの講話と皆さんの疑問にお答えします。

開催を希望する集落営農組織や一度お話を聞いてみたいという方は、下記までお問い合わせください。



【研修会の内容】

- ◆時 間 1時間30分程度
- ◆場 所 市内（詳細については要相談）
※会場を用意していただく場合があります。
- ◆対 象 市内の集落営農組織・農業者など
- ◆内 容 ・法人化するメリットや設立の手続きなどの講話
・アドバイスと質疑応答など
- ◆費 用 無料
- ◆申込締切 7月31日（火）まで
※申込多数の場合は、日程調整や合同開催とさせていただくことがあります。

■問い合わせ先 農業委員会農政係（市役所前川本館3階）

☎40-7104

農業者年金に加入しましょう！

～老後の備えは

国民年金＋農業者年金で安心!!～

農業者年金には、①60歳未満、②国民年金第1号被保険者（免除者除く）、③年間60日以上農業に従事の要件を満たす方であれば、農地の権利名義を持っていなくても、どなたでも加入できます。また、39歳以下で認定農業者で青色申告などの要件を満たす方は、政策支援加入で保険料の国庫補助が受けられます。

興味のある方は、お近くの農協または農業委員会までお問い合わせください。

【農業者年金の6つのポイント】

- 積立て方式で安心 農業者のための
公的な上乗せ年金です！
- 加入・脱退も自由
- 保険料は全額社会保険料控除
- 保険料はいつでも変更できる
- 農業の担い手には保険料補助
- 終身年金で80歳までの死亡一時金あり



■問い合わせ先

農業委員会農政係（市役所前川本館3階）

☎40-7104

平成30年度 市単独補助事業について

市では、下記表の補助事業を実施します。補助事業の活用をお考えの方は、ご連絡ください。

■問い合わせ先

りんご課(市役所前川本館3階) ☎ 40-7105



事業名	事業内容	主な採択基準	補助対象経費	補助率など
りんご農家等直売活動支援事業	2戸以上のりんご農家などで組織する団体、または家族経営協定を締結した家族が自ら生産したりんごをはじめとした果実など(その加工品を含む)を臨時販売所やスーパーなどで自ら販売するための経費に対して補助する。	自ら生産したりんごをはじめとした果実など(その加工品を含む)を自ら販売するための経費であること。ただし、既存の販路となっている店舗のみでの販売や加工品のみの販売などは除く。	直売に要する経費(旅費、消耗品費、土地や店舗などの使用料・賃借料など)	1/2以内(上限15万円)
りんご輸出支援事業	海外での市場調査(展示会などへの出展または2か所以上の小売店などの調査かつ輸入会社などの現地事業者との意見交換)や、海外輸入会社などとの商談・契約活動に要する経費に対して補助する。	市内に住所を有する企業(りんご農家・りんご販売業者・輸出業者・農業協同組合など)または市内に住所を有する3戸以上のりんご農家で組織する団体であること。	旅費、展示会などの出展に係る運送費	1/2以内(上限20万円)
りんご海外販売サポート事業	海外に輸出したりんご及びりんご加工品を量販店などで販売PRするための経費に対して補助する。 ただし、加工品のみの場合は除く。	市内に住所を有する企業(りんご農家・りんご販売業者・輸出業者・農業協同組合など)または市内に住所を有する3戸以上のりんご農家で組織する団体であること。	旅費、機材レンタル代、販促資材製作費、運送費、通訳翻訳代、販売マネキンなどに係る賃金・謝礼、企画・運営費	1/2以内(上限20万円)
りんご凍霜害防止体制確立事業	降霜被害の防止による一層の安定生産を目的に、降霜地帯のりんご生産者団体が行う燃焼資材または散布剤の導入に要する経費に対して補助する。	市内に住所を有する3戸以上の農業者で組織する団体であること。	燃焼資材購入費 散布剤購入費	1/3以内 燃焼資材(上限7,000円/10ヶ)散布剤(上限600円/10ヶ)
りんご園防風網張替事業	気象災害からの恒常的な防護策として、果樹共済加入者を対象に防風網の張り替えに要する経費に対して補助する。	果樹共済加入者であること。 市税などの滞納がないこと。	防風網の張替経費	1/3 (上限2,000円/ヶ)
果樹共済加入促進対策事業	気象災害などによる減収を補てんする果樹共済への加入を促進するため、加入掛金に対して補助する。	農業者及び農業者団体であること。	果樹共済加入掛金	下欄へ
補助率	総合方式(一般、短縮)加入掛金 特定危険方式3点(風+ひょう+霜)加入掛金 特定危険方式2点(風+ひょう)加入掛金 特定危険方式1点(風、ひょう、霜のいずれか)加入掛金	30%以内 20%以内 10%以内 10%以内		

弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金〈お知らせ〉

市では、りんご産業を持続的に発展させていくことを目的に、りんご生産・加工・流通分野の技術革新に資する取り組みや多様な人材活躍の環境を構築する取り組みを支援しています。作業の軽減や効率化、りんごの高付加価値化などにつながる革新的かつりんご産業の発展につながる効果が期待できる取り組みについて、提案をお待ちしています。

◆交付対象者 《次のいずれかに該当するもの》

- 市内に住所を有し、組織及び運営に関する規約などがある2戸以上のりんご生産者で組織する団体。
- 市内に住所を有する、農地所有適格法人、農業協同組合、認定農業者または認定新規就農者のいずれかであること。
- 市内に住所を有し、りんごの移出または加工を主たる業務とする法人事業者。

◆交付対象経費

- りんご産業の課題解決につながる新たな栽培方式に必要な苗木代。
- 農業用アシストツール導入に係る初期費用や機器リース料。
- 袋かけの省力化につながる機器開発に必要な経費。
- 省力化や防災効果が期待できる栽培方式に必要な設備代など。

◆補助金の額 補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額または200万円のいずれか少ない額とする。

※ただし、既に当該補助金で取り組まれた事業については、本補助金の交付を受けた者以外の者が実施する、事業成果の効果的な普及を検証する経費について上限100万円以内の額とする。

◆申込締切 5月25日(金)

■問い合わせ・申込先 ひろさき未来戦略研究センター(市役所前川本館2階)

☎ 40-0631



果樹経営支援対策事業

りんご園の改植(平成31年春植え)などを行う場合に、一定の要件のもと、補助金を交付します。

市内に住所を有する人で補助金の活用を希望する場合は、お申し込みください。

◆つがる弘前農協組合員

申込先 → 所属している各支店

■問い合わせ先

つがる弘前農協農業振興課

☎ 82-1052

◆津軽みらい農協組合員

申込先 → 石川支店

■問い合わせ先

津軽みらい農協石川グリーンセンター指導係

☎ 92-3311

◆申込締切(共通) 6月8日(金)

※各農協組合員以外の人

■問い合わせ先

りんご課生産振興係

☎ 40-7105

春の農業安全運動実施中

多面的機能支払交付金について

農業の多面的機能(農業が持ついろいろな働き)の維持・発揮のための地域活動に対して支援します。
新規の取り組みを希望する場合は、農村整備課へお問い合わせください。

1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動)から構成されます。

- ①農地維持支払交付金 … 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農村の構造変化に対応した体制の拡充など
- ②資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動) … 農業用施設の軽微な補修、植栽による景観作成など
- ③資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動) … 農業用施設の軽微でない補修や更新など

2. 多面的機能支払交付金の交付単価

(単位:円/10アール)

	①農地維持	②資源向上(共同)	③資源向上(長寿命化)
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400



②と③を同時に取り組む場合は②の単価が75%になります。また多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②の単価が5/6になります。

3. 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取り組みを行うためには、農業者のみで構成される活動組織、または農業者及び非農業者で構成される活動組織を設立する必要があります。なお、資源向上②、③の交付を受ける場合は、非農業者の参加が必須となります。

《弘前市では、平成30年3月31日現在、36の活動組織が取り組んでいます。》

4. 多面的機能支払交付金に取り組むための手順

- (1) 活動組織の設立
 - ・活動に取り組みやすいまとまりを設定します。
 - ・規約と活動計画書などを作成し、設立総会に諮り活動組織を設立します。
- (2) 事業計画の認定
 - ・設立総会で承認された規約と活動計画書などを市へ提出し、市から事業計画の認定を受けます。
- (3) 交付金の申請
 - ・市へ交付申請書を提出します。
- (4) 活動の実施と記録
 - ・活動計画書に定めた活動を実施し、作業の内容などについて記録します。
- (5) 活動の実績報告
 - ・4月1日から3月31日までの1年間の活動記録を取りまとめ、報告書を市へ提出します。



5. その他

活動組織内の農地の転用をすると、事業計画の認定を受けた年度にさかのぼって、交付金を返還することとなります。



☆ 農林水産省のホームページでも確認できます。→ http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

■問い合わせ先 農村整備課管理係(市役所前川本館3階) ☎ 40-7103

■利用されなくなった農業用排水路について■

個人や水利組合などが管理している用排水路で、都市化の進展などにより、水田などの受益地がなくなった水路がある場合には、下記へご相談ください。

なあ、土地改良区が管理している用排水路については、各土地改良区へご相談ください。



■問い合わせ先 農村整備課管理係(市役所前川本館3階) ☎ 40-7103


狩猟免許等取得費用の一部助成について

野生鳥獣による農作物被害防止には、猟銃や箱わななどによる捕獲が効果的です。

市では、今年度新規に「銃猟免許」または「わな猟免許」を取得した市民の方で、有害鳥獣捕獲に協力いただける場合に狩猟免許や銃所持許可の取得経費の一部を助成します。

関心のある方は、下記までお問い合わせください。

【対象経費】

免許試験に係る講習会受講料及び県証紙代など。

※助成金の申請には領収書などの支払いを証明する書類が必要となります。

■問い合わせ先 農業政策課農産係(市役所前川本館3階)

☎ 40-7102

平成31年産りんご共済

「オールリスク型補償」

近年続く異常気象に備えて申込受付開始

◆対象となる災害 風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、凍霜害、冷害、雷害、地震の害、噴火の害、病害、虫害、鳥害、獣害、その他の気象上の原因による災害

◆対象となる被害割合 3割以上の被害から共済金が支払われます。

◆補償期間 花芽の形成期(7月)から翌年の収穫期までの約1年半

◆農家負担額と補償額 申込は箱数単位となります。

※農家負担額は1箱およそ102円:「ふじ」の場合(負担額は品種によって異なります。)

※補償額は最高で1箱およそ2,660円:「ふじ」の場合(品種によって異なります。)

○国が掛金の半分をあらかじめ負担!

○防風ネット・防霜ファンがあればさらに割引!

★加入を検討している方や、内容を詳しく知りたい方は下記までお問い合わせください。

◆申込締切 平成30年7月5日(木)

■問い合わせ先 ひろさき広域農業共済組合果樹課

☎ 28-5700

収入保険制度 (農業経営の新たなセーフティネット)

●青色申告を行っている農業者(個人・法人)が対象となります。

●自然災害・価格低下など、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。

■問い合わせ先 ひろさき広域農業共済組合

☎ 28-5700

農地流動化情報

申出区分	整理番号	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望価格	備考
売りたい	803	榎木字島原77-1	畠	休耕	1.56a	交渉次第	貸借も可 10a当たり 1,000~ 5,000円
	804	小栗山字小松ヶ沢227-5	畠	休耕	3.97a	交渉次第	
	805	小栗山字小松ヶ沢227-63	畠	野菜	3.36a	交渉次第	
	806	小栗山字鷺ノ巣1-443	畠	りんご	9.30a	交渉次第	
	807	百沢字裾野308-1	畠	更地	63.05a	交渉次第	貸借も可
	810	小金崎字桜ノ木85	田	休耕	13.50a	交渉次第	
	813	沢田字園村159-1外2筆	畠	休耕	33.08a	交渉次第	
	814	鬼沢字猿沢276-63	畠	休耕	48.50a	交渉次第	貸借も可
貸したい	809	新岡字葉師320	田	水稻	11.20a	10a当たり 9,400円~ 11,200円	無償も可
	811	十面沢字森田3	畠	休耕	11.88a	交渉次第	
	812	十面沢字本十腰内20外1筆	畠	休耕	14.28a	交渉次第	

このほかの情報もありますのでお問い合わせください。

■取扱窓口及び問い合わせ先

①農業委員会農地係(市役所前川本館3階)☎ 40-7104

②農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階)☎ 82-3111内線611

③農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階)☎ 84-2111内線805

クマの被害にご注意を!



クマの目撃情報が多発する時期です。作業中被害に遭わないために、次のことについて注意しましょう。

○クマが出没するおそれのある山ぎわ付近での作業時や、クマの活動時間と重なる早朝や夕方は特に注意する。

○笛を吹いたり鈴、ラジオなど音が出るものを身につけて存在を知らせる。

○廃棄したりんご・野菜を放置しておくとクマを引き寄せる原因となるので、適切に処分する。

【クマに遭遇したら】

○クマは逃げるものを追う習性があるため、後ずさりしながら静かに立ち去る。

○大声を上げたり、攻撃したりしない。

○子グマの近くには親グマがいる場合が多いため、見つけても近寄らない。

●市や県のホームページでクマ出没情報を伝えています。

■問い合わせ先 農業政策課農産係(市役所前川本館3階)

☎ 40-7102